



神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク 制度活用の手引き

神戸市環境局脱炭素推進課

前書き

【背景】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、多様な企業・団体による脱炭素投資、これらの脱炭素投資を下支えするサステナブルファイナンスの活用が重要ですが、フレームワークの策定、第三者評価の取得に係る事務・費用コスト、レポーティング事務が大きな障壁となっているため、主に中小事業者の間においては、サステナブルファイナンスの活用が進んでいない状況です。

このような状況を踏まえ、神戸市では、サステナブルファイナンスを活用する際の負担を軽減することにより、主に市内事業者の脱炭素投資を後押しすることを目的として、「神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク」を構築しました。

【制度概要】

グリーンローン（リース含む） or トランジションローン（リース含む）の活用に係る事務・費用負担を大幅に軽減することにより、事業者（借入人）が、これらサステナブルファイナンスへアクセスしやすくなる仕組み。

対象者

<事業者（借入人）>

市内に事業所（工場・事業場・店舗等）を有し、かつサステナブルファイナンスにより調達した資金を市内で実施する事業に充当する事業者

対象範囲は、**市内全域！**

<金融機関>

市内に本店又は支店を有する金融機関

⇒ 事前に神戸市に対して本フレームワークへの参加申請が必要

目次

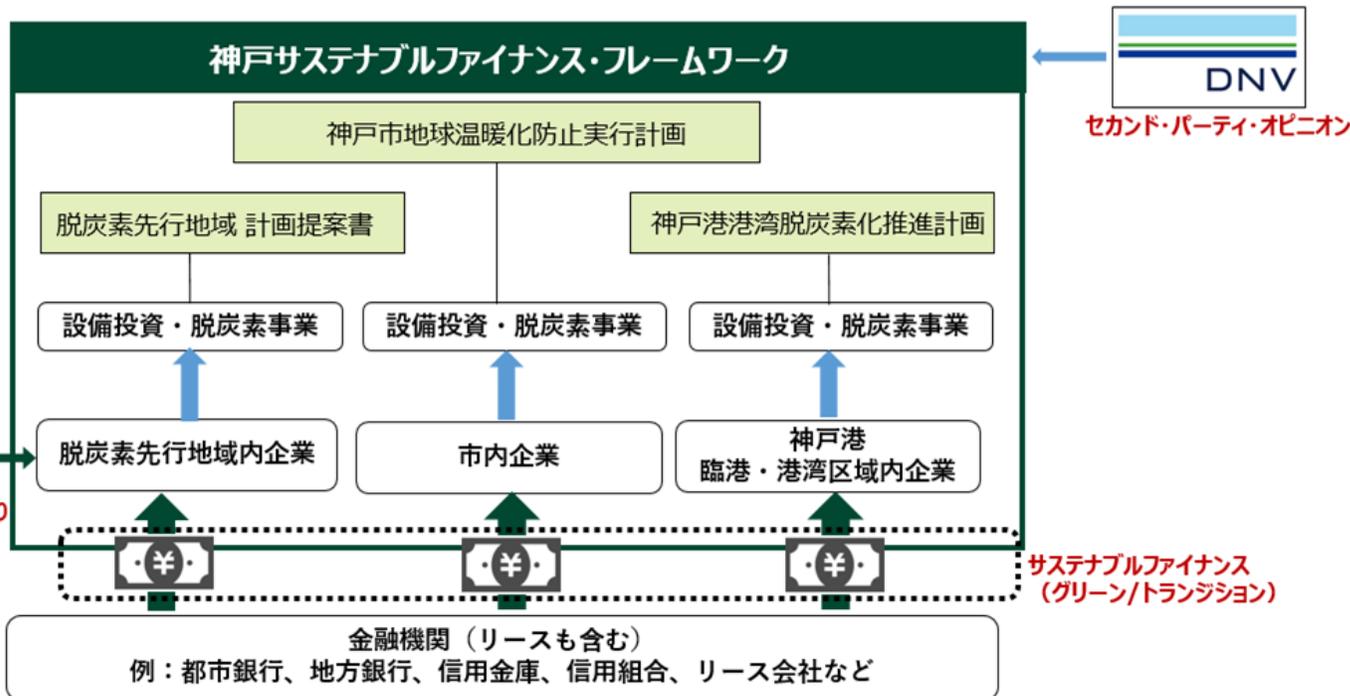
- 神戸サステナブルファイナンス・フレームワークの概要・・・P4
- ファイナンス等に関する基本情報・・・P5
- 「ローン」/「リース」の手続きフロー・・・P6～7
- 金融機関の責務・・・P8～9
- 事業者の責務・・・P10～11
- （参考）主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例・・・P12～18
- （参考）地球温暖化対策事業算定効果ガイドブック・・・P19
- よくあるご質問と回答・・・P20～21

神戸サステナブルファイナンス・フレームワークの概要

本フレームワークの特徴

- 対象範囲を市内全域としており、また、市内に本店又は支店を有する金融機関を参加対象としていることから、市内事業者の幅広い脱炭素投資ニーズに対応することが可能。
- また、フレームワークの申請様式の一部は、「神戸市脱炭素先行地域づくり補助金」制度を準用しているため、特に本市の脱炭素先行地域内の事業者は、最大限事務コストを抑えることが可能。

全体イメージ図



事業者の活用メリット①：
通常、サステナブルファイナンス活用時に必要となるフレームワークの策定や、第三者評価取得に係る費用（数百万円）が**大幅に削減可能**

事業者の活用メリット②：
通常、ハードルの高い**国際原則に準拠したサステナブルファイナンス活用**を、自社ホームページ等で対外的にPR可能
(本市HPでも案件掲載を予定)

(※) フレームワークの利用申請書は、「神戸市脱炭素先行地域づくり補助金」の様式を準用

ファイナンス等に関する基本情報

区分	内容
ファイナンス種別 ※1	<ul style="list-style-type: none">・グリーンローン/トランジションローン・グリーンリース/トランジションリース
ファイナンス期間	2031年3月31日までに契約締結がなされるものとし、期間は1年以上
融資金額	上下とも限度額は設定しない ※2
資金使途	<ul style="list-style-type: none">・脱炭素先行地域サブフレームワーク・神戸港港湾脱炭素化推進計画サブフレームワーク・神戸市地球温暖化防止実行計画サブフレームワーク へ掲載された、適格プロジェクト向け投資（全額充当） ※3
金利等諸条件について	取扱い金融機関ごとの個別判断

※1：リースについては、事業者が適格プロジェクト実施に当たって必要となる設備をリース方式で導入する一般的なケースを指す。

ただし、①事業者が適格プロジェクト実施に当たって必要となる設備をリース方式で導入する場合において、その当該リース費用に係る資金について金融機関等から資金調達するケース、②リース会社がリース設備を取得する際に、当該設備取得に係る資金について金融機関等から資金調達するケース（リースバックによる資金供給も含む）も対象とする。

※2：取扱い金融機関が限度額を設定することを妨げない。

※3：適格プロジェクトとは、本フレームワークで定める要件をクリアした脱炭素事業を指す。

なお、借換え（リファイナンス）の場合は、原則として本フレームワークに基づくサステナブルファイナンスの実行から遡って3年以内に実施したプロジェクトへの支出に限る。

「ローン」の手続きフロー

事業者（借入人）

- ・「事業計画書」（様式第2-1号別紙）
- ・「包括同意書」（様式第2-2号）
- ・「調達資金の管理に関する申告書」（様式第2-3号）の作成・提出

・事業者さまにて、別途第三者評価機関から対象事業の適格性に関する確認を受けた上で申請することも可能です。
・また、神戸市の審査の中で、グリーンorトランジションの適格性に疑念がある場合、第三者評価機関への確認を依頼させていただきます。

- ・「年次報告書」（様式第5号）の作成・提出

報告対象年度の翌年度3/31まで作成・提出
※調達資金の全額充当まで

金融機関

受領

- ・「利用申請書」（様式第2-1号）の作成・提出
- ・事業者提出資料も併せて提出

融資実行

- ・「融資実行報告書」（様式第4-1号）の作成・提出
- ・契約書も添付

受領

神戸市

審査

承認

不承認

受領

受領

年次公表

申出
融資実行

融資実行後

「リース」の手続きフロー

事業者（ユーザー）

- ・「事業計画書」（様式第2-1号別紙）
- ・「包括同意書」（様式第2-2号）

・事業者さまにて、別途第三者評価機関から対象事業の適格性に関する確認を受けた上で申請することも可能です。
・また、神戸市の審査の中で、グリーンorトランジションの適格性に疑念がある場合、第三者評価機関への確認を依頼させていただきます。

リース会社

受領

- ・「利用申請書」（様式第2-1号）の作成・提出
- ・事業者提出資料も併せて提出

リース契約

- ・「リース契約開始報告書」（様式第4-2号）の作成・提出
- ・契約書も添付

受領

神戸市

審査

承認

不承認

受領

受領

年次公表

- ・「年次報告書」（様式第5号）の作成・提出

報告対象年度の翌年度3/31まで作成・提出
※リース資産の検収日から翌年度末まで

申出〜リース開始

リース開始後

金融機関の責務①

1. 「参加表明書」(様式第1号)の作成・提出

本フレームワークの活用を希望する金融機関は、事前に「参加表明書」(様式第1号)を神戸市にメール提出。

※本フレームワークの取扱い金融機関として承認後には、本市ウェブサイト上で社名を公表予定です。

●提出先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp

●件名：【神戸SFW】参加表明書の提出(金融機関名)

2. 「利用申請書」(様式第2-1号)の作成・提出

サステナブルファイナンスの組成を希望する金融機関は、「利用申請書」(様式第2-1号)を神戸市にメール提出。

併せて、事業者(借入人)が作成した、

・「包括同意書」(様式第2-2号)

・「調達資金の管理に関する申告書」(様式第2-3号)※ も添付。

※リース契約の場合には、「調達資金の管理に関する申告書」(様式第2-3号)は不要です。

●提出先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp

●件名：【神戸SFW】利用申請書の提出(金融機関名・事業者名)

金融機関の責務②

3. 「融資実行報告書」(様式第4-1号)又は「リース契約開始報告書」(様式第4-2号)の作成・提出

①融資実行報告書の提出

本フレームワークでローンを組成した金融機関は「融資実行報告書」(様式第4-1号)を神戸市にメール提出。

※当該融資契約に係る変更が生じた際には、改めて「融資実行報告書」(様式第4-1号)を神戸市にメール提出。

②リース契約開始報告書の提出

本フレームワークでリース契約した事業者は「リース契約開始報告書」(様式第4-2号)を神戸市にメール提出。

※当該リース契約に係る変更が生じた際には、改めて「リース契約開始報告書」(様式第4-2号)を神戸市にメール提出。

●提出先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp

●件名：【神戸SFW】融資実行報告書又はリース契約開始報告書の提出(金融機関名又はリース会社名)

4. 「年次報告書」(様式第5号)の共有

事業者から「年次報告書」(様式第5号)の提出があった場合には、速やかに神戸市へメールにて共有。

●共有先メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp

●件名：【神戸SFW】年次報告書の共有(金融機関名・事業者名)

事業者の責務①

【環境改善効果の算定】

事業全体のCO2削減効果を、全体事業費で除した上で調達資金の充当額で乗じていただき、本ファイナンスの帰属分のみ記載いただきます。※年次報告も同様

1. 「事業計画書」(様式第2-1号別紙)の作成・提出

本フレームワークで資金調達する事業者は、融資契約する金融機関(orリース会社)と相談の上、調達資金の充当事業とその環境改善効果に関して、「事業計画書」(様式第2-1号別紙)を作成。

「事業計画書」は、金融機関(orリース会社)に提出。

2. 「包括同意書」(様式第2-2号)の作成・提出

本フレームワークで資金調達する事業者は、本ファイナンス活用に関する「包括同意書」(様式第2-2号)を作成し、当該融資契約を締結する金融機関に提出。

金融機関が所定の同意書を用意している場合は、【神戸市のみ】のExcelシートを選択し作成。

3. 「調達資金の管理に関する申告書」(様式第2-3号)の作成・提出

事業者は、本ファイナンスにより調達した資金の追跡管理方法等を、金融機関に対して説明するとともに、「調達資金の管理に関する申告書」(様式第2-3号)を作成し、金融機関に提出。

※リース契約を締結した事業者(リースバック除く)におかれましては、本書の作成・提出は不要です。

事業者の責務②

※年次報告の時点で事業未了の場合には、
ローン開始時点の試算・計画値とプロジェクトの進捗状況をご報告をお願いします。

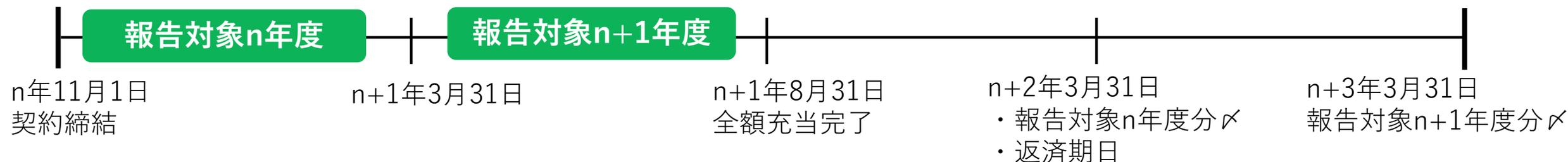
4. 「年次報告書」（様式第5号）の作成・提出

事業者は、融資実行日から調達資金の全額充当が完了するまでの間（※）、本ファイナンスによる調達資金の充当状況及び設備投資による環境改善効果について、当該融資契約を締結した金融機関（orリース会社）に対し、**報告対象年度の翌年度3月末**までに毎年度、「年次報告書」（様式第5号）により報告。

（※）初回のレポーティング期限を迎える前に全額充当が完了した場合でも、初回のレポーティングは実施。

年次報告のイメージ

●例1）融資契約（契約日：n年11月1日、返済期日：n+2年3月31日）の場合



●例2）リース契約（契約開始日：k年11月1日、検収日：k+1年1月1日、契約終了日：k+3年3月31日）の場合



(参考) 主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例①

1. 太陽光発電事業において、環境改善効果の指標をCO2排出量の削減量とする場合

前提条件	<ul style="list-style-type: none">電力のCO2排出係数は契約している小売電気事業者の最新の排出係数を使用。 ※本事例ではCO2 排出係数を0.433t-co2/MWhと仮定。 ※電気事業者別排出係数については、環境省ウェブサイト上で公開。 (https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html)年間発電量 2,000MWh/年 ・ 年間発電補機消費電力量 10MWh/年
参照した算定方法	グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則 (資源エネルギー庁及び環境省HPにて公開)
算定式	$(2,000\text{MWh/年} - 10\text{MWh/年}) \times 0.433\text{t-CO}_2/\text{MWh} = \mathbf{862\text{t-CO}_2/\text{年}}$ ●計算式説明 (年間発電量 - 年間発電補機消費電力量) × 電力CO2排出係数 = CO2削減量

2. 建築物において省エネルギー設備及びコジェネレーションシステムを導入する事業において、環境改善効果の指標を建築物全体のCO2排出量の削減量とする場合

前提条件	<p><導入前></p> <ul style="list-style-type: none">都市ガスボイラで蒸気を生産、電力は全量買電。年間電力使用量 3,000MWh/年年間都市ガス使用量 356千Nm3/年
------	--

(参考) 主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例②

2. 建築物において省エネルギー設備及びコジェネレーションシステムを導入する事業において、環境改善効果の指標を建築物全体のCO2排出量の削減量とする場合

前提条件	<p><導入後></p> <ul style="list-style-type: none">・建物内の一部の設備を省エネルギー機器に切替。・都市ガスボイラを撤去し、電化が可能な場合はヒートポンプを導入、電化が困難な場合はコジェネ機器を導入。・省エネ設備の導入により年間電力使用量を10%削減。・年間電力使用量 200MWh/年・年間都市ガス使用量 800千Nm³/年・年間蒸気生産量 14,400GJ/年・都市ガス単位発熱量 44.8GJ/千Nm³・都市ガス炭素排出係数 0.0136 tC/GJ・年間発電量 2,500MWh/年・電力のCO2排出係数は契約している小売電気事業者の最新の排出係数を使用。 <p>※本事例ではCO2 排出係数を0.433t-CO₂/MWhと仮定。</p>
参照した算定方法	<ul style="list-style-type: none">・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.2) 第II編 温室効果ガス排出量の算定方法」(環境省HPにて公開) ※水素を燃料とする場合以下も参考となる。・「水素サプライチェーンにおける温室効果ガス削減効果ガイドラインVer2.1」「水素サプライチェーンにおける温室効果ガス削減効果計算ツールVer1.0」(環境省HPにて公開)

(注) 環境省「グリーンローンガイドライン2024」付属書2(環境改善効果の算定例)に基づき作成 (<https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/guideline/guideline.html>)

(参考) 主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例③

2.建築物において省エネルギー設備及びコジェネレーションシステムを導入する事業において、環境改善効果の指標を建築物全体のCO2排出量の削減量とする場合

算定式

$$(3,000\text{MWh} \times 0.433\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 356\text{千Nm}^3 \times 44.8\text{GJ}/\text{千Nm}^3 \times 0.0136\text{tC}/\text{GJ} \times 44/12) \\ - (200\text{MWh} \times 0.433\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 800\text{千Nm}^3 \times 44.8\text{GJ}/\text{千Nm}^3 \times 0.0136\text{tC}/\text{GJ} \times 44/12) \\ = \mathbf{220.5\text{t-CO}_2/\text{年}}$$

●計算式説明

(改修前年間電力使用量 × 電力排出係数 + 改修前年間都市ガス使用量 × 都市ガス単位発熱量 × 都市ガス炭素排出係数 × 44/12) - (改修後年間電力使用量 × 電力排出係数 + 改修後年間燃料使用量 × 燃料の単位発熱量 × 燃料の炭素排出係数 × 44/12) = CO2削減量

※44/12は炭素排出量をCO2排出量に換算するための係数。

※上記の計算例は都市ガスを燃料とするコジェネの場合であるが、ヒートポンプを導入した場合も同様の計算式にて算定できる。燃料の炭素排出係数について、再生可能エネルギー電気又はバイオガスから製造された水素を活用する場合はゼロとしても良い。

※また、対象プロジェクトの実施と長期的な目標との達成との間に整合性を取る観点から、バイオガスの導入等によって、都市ガスの炭素排出係数を段階的にゼロに近づけていくことが望ましい。

(注) 環境省「グリーンローンガイドライン2024」付属書2(環境改善効果の算定例)に基づき作成 (<https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/guideline/guideline.html>)

(参考) 主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例④

3.貨物輸送における自動車から鉄道へのモーダルシフト事業において、環境改善効果の指標をCO2排出量の削減量とする場合

前提条件	<ul style="list-style-type: none">・年間貨物総輸送量 8,000,000tkm/年・貨物車のCO2排出量原単位 0.225kg-CO2/tkm・貨物鉄道のCO2排出量原単位 0.018kg-CO2/tkm (国土交通省HPにて公開)
参照した算定方法	「物流分野のCO2排出量に関する算定方法ガイドライン」(経済産業省及び国土交通省HPにて公開)
算定式	$8,000,000\text{tkm/年} \times (0.225\text{kg-CO}_2/\text{tkm} - 0.018\text{kg-CO}_2/\text{tkm}) \times 1/1,000 \text{ (単位変換kg} \rightarrow \text{t)}$ $= \mathbf{1,656\text{t-CO}_2/\text{年}}$ <p>●計算式説明 年間貨物総輸送量 × (貨物車のCO2排出量原単位 - 貨物鉄道のCO2排出量原単位) =CO2削減量</p>

(注) 環境省「グリーンローンガイドライン2024」付属書2(環境改善効果の算定例)に基づき作成 (<https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/guideline/guideline.html>)

(参考) 主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例⑤

4. 電気自動車の新規購入者への融資事業において、環境改善効果の指標を、一般ガソリン普通乗用車を購入した場合と比較したCO2排出量の削減量とする場合

前提条件	<ul style="list-style-type: none">・ 融資対象台数 1,000台・ ガソリン普通乗用車の燃費平均 21.2km/L (国土交通省HPにて公開)・ ガソリン普通乗用車(自家用)の年間平均走行距離 10,000km/年 (国土交通省HPにて公開)・ ガソリン単位発熱量 34.6MJ/L・ ガソリン炭素排出係数 0.0183kg-C/MJ (「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8) 第II編 温室効果ガス排出量の算定方法」環境省HPにて公開)・ 導入される電気自動車の電費 6km/kWh・ 電力のCO2排出係数は契約している小売電気事業者の最新の排出係数を使用。 ※本事例ではCO2 排出係数を0.433t-co2/MWhと仮定
参照した算定方法	「物流分野のCO2排出量に関する算定方法ガイドライン」(経済産業省及び国土交通省HPにて公開)

(注) 環境省「グリーンローンガイドライン2024」付属書2(環境改善効果の算定例)に基づき作成 (<https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/guideline/guideline.html>)

(参考) 主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例⑥

4. 電気自動車の新規購入者への融資事業において、環境改善効果の指標を、一般ガソリン普通乗用車を購入した場合と比較したCO2排出量の削減量とする場合

$$\{(1,000 \text{台} \times 10,000 \text{km/年}) \div 21.2 \text{km/L}\} \times 34.6 \text{MJ/L} \times 0.0183 \text{kg-C/MJ} \times 44/12 \times (1/1,000 \text{ (単位変換kg} \rightarrow \text{t)}) - \{(1,000 \text{台} \times 10,000 \text{km/年}) \div 6 \text{km/kWh}\} \times 0.433 \text{t-CO}_2/\text{MWh} \times (1/1,000 \text{ (単位変換MWh} \rightarrow \text{kWh)}) = \underline{\underline{373\text{t-CO}_2/\text{年}}}$$

算定式

●計算式説明

(((融資対象台数 × 平均年間走行距離 (km/年)) ÷ ガソリン普通乗用車の燃費) × ガソリン単位発熱量 × ガソリン炭素排出係数 × 44/12) - ((融資対象台数 × 平均年間走行距離 (km/年)) ÷ 電気自動車の電費 × 電力のCO2排出係数) = CO2削減量

※44/12は炭素排出量をCO2排出量に換算するための係数

(注) 環境省「グリーンローンガイドライン2024」付属書2(環境改善効果の算定例)に基づき作成 (<https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/guideline/guideline.html>)

(参考) 主な脱炭素事業における環境改善効果の算定例⑦

5.工場の製造工程の省エネ化事業において、環境改善効果の指標を、生産する製品1トンあたりのCO2排出量の削減量とする場合

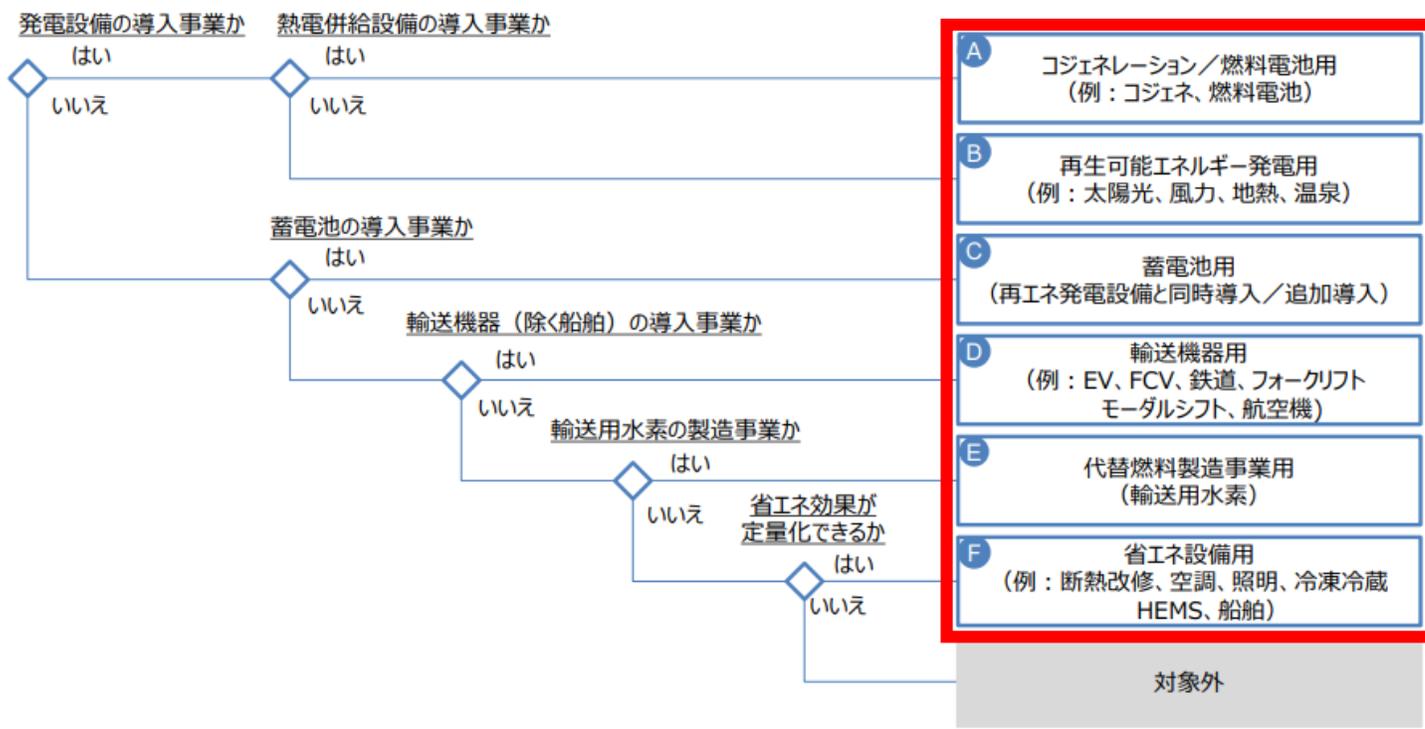
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・年間製品生産量 15,000t/年 ・電力のCO2排出係数は契約している小売電気事業者の最新の排出係数を使用。 ※本事例ではCO2 排出係数を0.433t-CO2/MWhと仮定している。 ・年間電力使用量 5,000MWh/年（改修前）→ 4,000MWh/年（改修後） ・年間A重油使用量 800kL/年（改修前）→ 600kL/年（改修後） ・A重油燃料単位発熱量39.1GJ/kL。A重油燃料炭素排出係数0.0189tC/GJ。
参照した算定方法	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8) 第II編 温室効果ガス排出量の算定方法」(環境省HPにて公開)
算定式	$\frac{(5,000\text{MWh} \times 0.433\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 800\text{kL} \times 39.1\text{GJ/kL} \times 0.0189\text{tC/GJ} \times 44/12)}{15,000\text{t}} - \frac{(4,000\text{MWh} \times 0.433\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 600\text{kL} \times 39.1\text{GJ/kL} \times 0.0189\text{tC/GJ} \times 44/12)}{15,000\text{t}}$ <p>= 0.06t-CO2/t</p> <p>●計算式説明 原単位（生産する製品1トンあたりのCO2排出量）削減量 =（改修前年間電力使用量×電力排出係数+改修前年間A重油使用量×A重油単位発熱量×A重油炭素排出係数×44/12）÷年間製品生産量 -（改修後年間電力使用量×電力排出係数+改修後年間A重油使用量×A重油単位発熱量×A重油炭素排出係数×44/12）÷年間製品生産量 ※44/12は炭素排出量をCO2排出量に換算するための係数</p>

(注) 環境省「グリーンローンガイドライン2024」付属書2（環境改善効果の算定例）に基づき作成 (<https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/guideline/guideline.html>)

(参考) 地球温暖化対策事業算定効果ガイドブック

- ・ 環境省が、エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) の排出削減効果に関する算定手法の統一化及び効率化を図ることを目的として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>」と計算ファイルを整備。
- ・ 本フレームワークを活用した設備投資に係る環境改善効果を測定する際にもご活用可能。

計算ファイルの選択フロー



設備ごとに6種類の計算ファイルに分かれており、計画している事業内容に沿ったデータを入力することで、自動的にエネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) の削減効果を算定することが可能です。

【掲載URL】

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

よくあるご質問と回答

No.	ご質問	回答
1	本フレームワーク活用に当たって別途費用は要するか。	費用はかかりません。
2	神戸市に本社を置く企業が、市外で脱炭素投資を行う場合に本フレームワークを活用することは可能か。	不可です。本フレームワークでは、神戸市域の温室効果ガス排出量削減に寄与する事業のみ対象となっています。
3	利用申請書（様式第2-1号）を提出するに当たり、事前に神戸市に相談することは可能か。	可能です。
4	本フレームワークを活用した融資実行に当たり、神戸市から利子補給などの補助金を受けることは可能か。	利子補給などの補助金支給はございません。
5	本フレームワークを活用した融資において、インセンティブ（金利優遇）を受ける事は可能か。	金利については、各取扱い金融機関判断となります。
6	サブフレームワークに掲載されていない事業でも、本フレームワークを活用することが可能か。	可能です。 ただし、別途事業者様にて、第三者評価機関に対し、当該事業のグリーンorトランジション適格性に関して確認いただく事が必要です。
7	環境改善効果について、当初予定していた計画値と実績値が異なる場合に何らかのペナルティが生じるか。	当該資産の売却、プロジェクトの中止などの大幅な変更により、意図した環境改善効果が得られる見込みがなくなった場合、本市までご報告いただく事が必要です。 さらに、他のグリーンプロジェクトへの再充当をご検討いただき、相応しい事業がない場合には、グリーンorトランジションのラベル解除となります。

よくあるご質問と回答

No.	ご質問	回答
8	CO2削減効果の根拠資料を作成することは必須か。	様式第2-1号別紙「事業計画書」にCO2削減効果の根拠について記載いただく欄を設けているため、別資料をご作成いただく事は必須としていません。
9	CO2削減効果に関する計算方法は指定されているか。	本市で指定した計算方法はございません。 なお、本マニュアルP12～19に、環境省資料から抜粋したCO2算定に当たっての参考情報を掲載しています。
10	年次公表のタイミングについて、融資実行の都度公表か、あるいは毎年●月にまとめて公表、のいずれか。	融資実行報告書を受領したタイミングで、融資先企業名と金融機関名のみ本市ウェブサイト上で公表予定です。 また、年次報告書を受領したタイミングで、守秘義務の範囲内で同報告書を公表予定です。
11	リース契約の場合のレポート期間	本マニュアルP11のとおり、リース資産の検収日から翌年度末までの環境改善効果がレポート対象となります。
12	リース契約終了後の物件所有権が誰かによって本フレームワークの対象可否が変わるか。	リース契約後の物件所有権については、リース期間の環境改善効果に影響を与えるものでないため、本フレームワークの対象可否は変わりません。
13	リースバックに関して、本フレームワークの対象範囲は	リース会社への資産売却により調達した資金を、本フレームワークに基づく適格プロジェクトに資金充当いただく場合に、本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスとなり得ます。

本マニュアルに関するご質問は下記連絡先まで

- 神戸市環境局脱炭素推進課
メールアドレス：senko@city.kobe.lg.jp